

## みどりの里訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人 社団大徳会（以下「事業者」という。）が開設するみどりの里訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

第2条 指定訪問看護事業所の看護職員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (みどりの里理念)

#### 第3条 みどりの里理念

「一隅を照らす」私たちは、人々に灯火と明りと輝きをもたらします。

#### 基本方針

- 1 利用者様の人権を尊重し、地域の皆様に安心して信頼される施設を目指します。
- 2 日々の研修・研鑽に励み、知識と技術の習得に努め質の高い看護、介護サービスを提供します。
- 3 地域福祉の拠点となり、行政機関や各医療機関・事業所と連携し、地域の皆様の健康と豊かな生活の増進に貢献します。
- 4 いつも笑顔で挨拶、思いやりの心を大切にし、付加価値の高いサービスを目指します。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みどりの里訪問看護ステーション
- (2) 所在地 熊本県阿蘇郡小国町宮原 425 番地 5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (看護師)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮監督を行う。また自らも事業の実施に当たる。

(2) 看護職員 (保健師、看護師又は准看護師) 常勤換算 2.5名以上

看護職員 (准看護師を除く) は主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書 [介護予防にあっては介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書] を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数 (兼務)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 病状、心身の状況の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等の日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。また一定所得以上の方は2割または3割となる場合がある。

2 死後の処置料は、8,000円とする。

3 前第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は提供した指定訪問看護に関し市町村から指導、助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定訪問看護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、小国町、南小国町、日田市、阿蘇市、竹田市、九重町の区域とする。

#### (緊急時等における対応方法)

第11条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修

(4) 措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第 16 条 事業者は、正当な理由なく指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第 17 条 事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の事項に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(地域との連携)

第 18 条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業者は、看護職員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後 6 カ月以内

(2)継続研修 年 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 指定居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者に対しての特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 5 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団大徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

平成 21 年 8 月 1 日一部改正（阿蘇市追加）

平成 23 年 3 月 1 日一部改正（管理者、人員）

平成 24 年 4 月 1 日一部改正（竹田市、九重町追加）

令和 3 年 2 月 1 日一部改正（第 8 条及び第 15 条）

令和 3 年 8 月 1 日一部改正（第 12 条以降）

令和 6 年 4 月 1 日一部改正（第 5 条及び第 12 条一部変更）

令和 6 年 10 月 1 日一部改正（第 14 条、第 17 条、第 18 条追加）